



		学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）						
(2) スポーツコース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記2）	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）</p>	別表1のとおり					
(3) 文化芸術コース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記2）	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費</p>	別表1のとおり  別表2のとおり					

		<p>海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額          留学先における授業料及び登録料並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）</p>	<p>10分の10以内          （30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>				
(4) 未来の匠コース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記2）</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 海外での滞在費          海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費          海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額          海外研修等の受講に必要な経費並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内          （30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>				

		験機器購入費、留学斡旋業者 手数料を除く。)					
--	--	---------------------------	--	--	--	--	--

別記

- 1 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす学生
  - (1) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした正規の課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
  - (2) 北海道の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
  - (3) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生（ただし、家計基準を超える場合であっても応募することは可能とし、予算の範囲内で支援予定人数全体の1～2名程度を上限に、家計基準を満たす者として支援）
  - (4) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生
  - (5) 令和7年4月1日現在の年齢が18歳以上30歳以下である学生
  - (6) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための助成金を受ける際には、その平均月額が本事業による助成金の支給月額を超えない学生
  - (7) 北海道未来人財応援事業において過去に派遣留学生として採用されていない学生
  - (8) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生
  
- 2 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす者
  - (1) 令和7年（2025年）4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること
  - (2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること
  - (3) 他団体等から留学のための助成金を受ける際には、その平均月額が本事業による助成金の支給月額を超えないこと
    - ※他団体等から助成金を受ける場合、当該助成金支給団体側においては、本事業の助成金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
  - (4) 本人または本人と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（※）が原則、独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金における家計基準（別紙1）を満たすこと
    - ただし、家計基準を超える場合であっても応募することは可能とします。多様な留学計画の支援という観点から、予算の範囲内で支援予定人数全体の1～2名程度を上限に、家計基準を満たす者として支援します
    - ※申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入
  - (5) 令和7年（2025年）4月1日現在で本道の市町村に住民登録があること（学生の場合は、道内の学校等に在籍していることを証明できる場合を含む。）
  - (6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること
  - (7) 留学開始前までに海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること
  - (8) 海外での活動等の終了後、3年間、道内に居住すること（特別な事情がある場合または事業計画書（様式第2号）において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定としている場合を除く。）
    - ※特別な事情
      - ①天変地異によるもののほか、本人の帰責によらない疾病等の健康上の理由、就職先における転勤、婚姻による配偶者の転勤など、社会通念上、真にやむを得ないと道が認めるもの
      - ②①以外の場合であって、一時的に（概ね2年間程度までとする。）生活の本拠を道外に置き、その後、本道に戻る予定の場合。なお、(9)に定める「北海道特派員」としての活動を行うことを条件とする。
  - (9) 本事業により海外で活動中の者及び事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定とし、現に海外で活動中の者は、本道の認知度向上への協力や、支えていただいた道内外の皆様への情報提供を行う「北海道特派員」として、本道の魅力等の周知、渡航先で経験した話題や最新情報の提供等の活動を行い、道が求める都度、その内容を報告すること
    - ※「北海道特派員」としての報告の一部または全部を道のホームページ等で公開することがあります。
  - (10) 本事業において過去に派遣留学生として採用されていない者
    - ※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した者は、助成の対象となります。

別表1

交付基準	区 分	交付基本額
海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）	甲地区 （北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く。）、中近東）	160,000円／月
	乙地区 （アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外）	120,000円／月

※（除く地域） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

別表2

渡航先	交付基本額
アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	100,000円
上記以外の地域	200,000円

円安や急激な物価高騰を鑑み、別表2に加え、アジア地域6万円、上記以外の地域10万円を増額して支給する。